

主要分野の「見える化」事項

○社会保障分野

- ・予防・健康づくりの推進
- ・医療・福祉サービス改革
- ・再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

○社会资本整備等分野

- ・公共投資における効率化・重点化と担い手確保
- ・人口減少時代に対応したまちづくり

○地方行財政改革・分野横断的な取組

- ・持続可能な地方行財政基盤の構築
- ・個性と活力ある地域経済の再生
- ・国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

○文教・科学技術分野

- ・少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上
- ・イノベーション創出による歳出効率化等

社会保障分野の「見える化」事項

1. 予防・健康づくりの推進

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|----------------------------------|--|---|---|-------|---|
| 1 | 1 | 特定健診の実施率 | 各年度における特定健診対象者に占める当該年度における特定健診受診者の割合 ➢全国値／47都道府県別／保険者別 | 各保険者の特定健診の実施率及び実施率向上に係る保険者等の取組を評価 | 全国値、都道府県別、保険者別の各年度における特定健診対象者に占める当該年度における特定健診受診者の割合 | 厚生労働省 | 特定健診・特定保健指導の実施状況(厚生労働省) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ(厚生労働省) |
| 1 | 1 | 特定保健指導の実施率 | 各年度における特定保健指導対象者に占める当該年度における特定保健指導終了者の割合 ➢全国値／47都道府県別／保険者別 | 各保険者の特定保健指導の実施率及び実施率向上に係る保険者等の取組を評価 | 全国値、都道府県別、保険者別の各年度における特定保健指導対象者に占める当該年度における特定保健指導終了者の割合 | 厚生労働省 | 特定健診・特定保健指導の実施状況(厚生労働省) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ(厚生労働省) |
| 1 | 2 | 年間新規透析患者数 | 1年間で新規に透析導入された患者の総数 | 慢性腎疾患(CKD)診療連携体制の構築及び自治体等への支援や好事例の横展開の取組を評価 | 1年間で新規に透析導入された患者の総数 | 厚生労働省 | 厚生労働省が一般社団法人日本透析医学会に照会 |
| 1 | 2 | 糖尿病有病者の増加の抑制 | 国民健康・栄養調査により把握される各年度の糖尿病有病者の割合 ➢年代別 | 生活習慣病予防に係る国民の行動変容に向けた保険者等の取組の効果等を評価 | 年代別の糖尿病有病者数 | 厚生労働省 | 厚生労働省が国民健康・栄養調査を元に算出 |
| 1 | 2 | メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 | 「特定健診・特定保健指導の実施状況」により把握される当該年度のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 ➢年代別 | 生活習慣病予防に係る国民の行動変容に向けた保険者等の取組の効果等を評価 | メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 ➢年代別 | 厚生労働省 | 厚生労働省が特定健診・特定保健指導の実施状況を元に算出 |
| 2 | 2 | 「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合 | 介護保険制度における要介護・要支援認定を受けた高齢者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上に該当する者の人数を高齢者の人数で除した割合を年齢階級別に推計したもの | 高齢者のうち、何らかの支援や介護が必要な認知症高齢者の年齢階級別割合の実態及び推移を明らかにすることにより、認知症予防の取組等の評価につなげる | 「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合 | 厚生労働省 | 厚生労働省が算出 |

社会保障分野の「見える化」事項

1. 予防・健康づくりの推進

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|-------------------------------|---|-----------------------------|-------------------------------|-------|----------------------------------|
| 3 i | 1 | 対策型検診で行われている全てのがん種における検診受診率 | 当該年の40歳から69歳までの者(子宮頸がん検診は20歳から69歳までの者)に占めるがん検診受診者の割合 ➢全国値／47都道府県別 ➢検診種類別(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん) ➢男女別 | 効果的な個別勧奨の普及など受診率向上に向けた取組を評価 | 全国値、都道府県別、検診種類別、男女別のがん検診受診者割合 | 厚生労働省 | 国民生活基礎調査(大規模調査)(厚生労働省) |
| 3 i | 1 | 精密検査受診率 | 当該年の40歳から69歳(子宮頸がん検診は20歳から69歳)までの要精密検査者に占める精密検査受診者の割合 ➢全国値／47都道府県別 ➢検診種類別(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん) ➢男女別 | 効果的な個別勧奨の普及など受診率向上に向けた取組を評価 | 全国値、都道府県別、検診種類別、男女別の精密検査受診者割合 | 厚生労働省 | 地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省) |
| 3 i | 2 | がんの年齢調整死亡率(75歳未満) | がんの年齢調整死亡率(75歳未満) ➢全国値／47都道府県別 | 効果的な個別勧奨の普及など受診率向上に向けた取組を評価 | 全国値、都道府県別のがん年齢調整死亡率(75歳未満) | 厚生労働省 | 国立がん研究センターが「人口動態調査」(厚生労働省)に基づき集計 |
| 13 | 1 | 国及び都道府県等による健康サポート薬局の周知活動の実施回数 | 国及び都道府県等による健康サポート薬局の周知活動の実施回数 | 健康サポート薬局の周知の取組の進捗状況の評価につなげる | 国及び都道府県等による健康サポート薬局の周知活動の実施回数 | 厚生労働省 | 厚生労働省が各都道府県等に周知活動の実施状況を照会 |
| 13 | 1 | 健康サポート薬局の届出数 | 健康サポート薬局の届出数 ➢全国計／47都道府県別 | 健康サポート薬局の普及・推進の進捗状況の評価につなげる | 健康サポート薬局の届出数 | 厚生労働省 | 厚生労働省が各都道府県等に健康サポート薬局の届出数を照会 |

社会保障分野の「見える化」事項

2. 医療・福祉サービス改革

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|-------------------------|----|---|---|----------------------------------|---|-------|--|
| 26 i | 1 | 地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合 | 地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合 | 取組の推進 | 地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合 | 厚生労働省 | 厚生労働省ホームページにおいて公表 |
| 26 ii | 1 | 公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院のうち、地域医療構想調整会議において具体的方針について合意に至った医療施設の病床の割合 | 公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院のうち、地域医療構想調整会議において具体的方針について合意に至った医療施設の病床の割合 | 取組の推進 | 公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院のうち、地域医療構想調整会議において具体的方針について合意に至った医療施設の病床の割合 | 厚生労働省 | 厚生労働省ホームページにおいて公表 |
| 26 ii | 1 | 地域医療構想調整会議において公立・公的病院等の非稼働病棟の対応方針について合意に至った割合 | 地域医療構想調整会議において公立・公的病院等の非稼働病棟の対応方針について合意に至った割合 | 取組の推進 | 地域医療構想調整会議において公立・公的病院等の非稼働病棟の対応方針について合意に至った割合 | 厚生労働省 | 厚生労働省ホームページにおいて公表 |
| 26 i , ii , iv,34 | 2 | 介護療養病床の第7期介護保険事業計画に沿ったサービス量進捗状況と、第8期計画期初に見込まれる期末時点でのサービス減量 ▶47都道府県別 | ・第7期介護保険事業計画に定める各年度の介護療養病床のサービス見込量に対する実績の割合 ・第8期介護保険事業計画期初に見込まれる期末時点でのサービス減量 | 介護療養病床を2023年度末までに転換できるよう、進捗状況を評価 | ・第7期介護保険事業計画に定める各年度の介護療養病床のサービス見込量に対する実績の割合 ・第8期介護保険事業計画期初に見込まれる期末時点でのサービス減量 | 厚生労働省 | ・第7期は、介護保険事業状況報告(厚生労働省) ・第8期計画は介護保険事業計画 |

社会保障分野の「見える化」事項

2. 医療・福祉サービス改革

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|-----------------------------------|--|--------------------------------------|--|-------|--------------------------------|
| 30 i | 1 | 後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者 | <p>以下の①及び②の要件を満たす後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者の割合 (※③～⑤)は努力目標 >全国値／47都道府県別</p> <p>①自保険者の後発医薬品の数量シェア及び金額シェアを把握していること ②レセプトデータを活用し、例えば性年齢階級別や疾患別など加入者の類型化を行い、その属性ごとの後発医薬品の使用状況及び使用促進に係るボトルネックを把握し、事業の優先順位づけをしながら、事業目標を立て、事業を実施し、効果検証を行っていること。その際、差額通知の取組を実施し、通知前後で後発医薬品への切り替えが行われているかの確認により通知の効果を把握し、その結果を踏まえ、通知の対象者や発出頻度について検証を行うこと ③差額通知の発出しに当たっては、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額に加えて、加入者の後発医薬品の使用促進に向けた付加的な情報を付けていること ④必ずしも差額通知に示されている額が実際に窓口で軽減されるとは限らないことを様式に記載する等、加入者の誤解を招かないよう配慮すること ⑤上記と併せて、後発医薬品の使用促進の取組の実施に当たって、保険者協議会等の活用も含め、医療関係者(医師会や薬剤師会等)との連携を行っていること</p> | 後発医薬品の使用に係る国民の行動変容に向けた保険者の取組の進捗状況を評価 | 全国値、都道府県別の左記の要件を満たす後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者の割合 | 厚生労働省 | 日本健康会議データポータルより把握 |
| 30 i | 1 | 地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した保険者 | 地域包括ケア「見える化」システムの活用等により地域差を分析し、それを踏まえ、給付費の適正化等の方策を策定した保険者名 | 介護費の適正化に向けた保険者(市町村)の取組の進捗状況を評価 | 地域包括ケア「見える化」システムの活用等により地域差を分析し、それを踏まえ、給付費の適正化等の方策を策定した保険者名 | 厚生労働省 | 厚生労働省が各都道府県を通じて各保険者(市町村)の状況を照会 |
| 30 i | 2 | 第3期医療費適正化計画における各都道府県の医療費目標及び適正化指標 | 各年度における医療費及び医療費適正化計画に定める適正化指標の進捗状況 >47都道府県別 | 医療費適正化計画の実施に係る都道府県、保険者等の取組の効果等を評価 | 各年度における47都道府県別の医療費及び医療費適正化計画に定める適正化指標の進捗状況 | 厚生労働省 | 厚生労働省が各都道府県に照会した結果を集計 |

社会保障分野の「見える化」事項

2. 医療・福祉サービス改革

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|-------|----|--|--|--|--|-------|--|
| 30 i | 2 | 年齢調整後の一人当たり医療費の地域差 | 年齢調整後の一人当たり医療費(入院医療費と外来医療費の合計)について都道府県間を比較 ➢47都道府県別 | 医療費の適正化(地域差の是正)に向けた都道府県、保険者等の取組の効果等を評価 | 都道府県別の年齢調整後の一人当たり医療費 | 厚生労働省 | 厚生労働省が算出 |
| 30 i | 2 | 年齢調整後の要介護度別認定率の地域差 | 要介護度別認定率について年齢調整を行った上で都道府県・保険者(市町村)間比較(見える化) ➢47都道府県別/保険者(市町村)別 ➢要介護度別 | 要介護認定率の地域差の実態及び推移を明らかにすることにより、地域差縮減の取組の効果等の評価につなげる | 都道府県別、保険者(市町村)別の年齢調整後の要介護度別認定率 | 厚生労働省 | 地域包括ケア「見える化」システム公表データ(出典:「介護保険事業状況報告」年報及び「住民基本台帳人口・世帯数」)の分析により厚生労働省が算出 |
| 30 ii | 1 | 法定外繰入等の解消に向けた計画において、解消年度と公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段を明記した市町村の割合 | 赤字解消に向けて市町村が、 ・赤字削減の目標年次 ・年次毎の削減予定額又は削減予定期等を盛り込んだ計画 | 法定外繰入の解消に向けて、各市町村の取組方針の把握 | 計画策定対象市町村において作成した当該計画 | 厚生労働省 | 地方団体と協議・検討 |
| 30 ii | 2 | 法定外繰入等の額 | 決算補填等目的の法定外繰入の金額 | 市町村が行っている法定外繰入等の削減に向けた取組等の進捗状況の把握 | 決算補填等を目的とした一般会計繰入金(法定外) | 厚生労働省 | 厚生労働省が算出 |
| 32 | 1 | 地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した保険者 | 地域包括ケア「見える化」システムの活用等により地域差を分析し、それを踏まえ、給付費の適正化等の方策を策定した保険者名 | 介護費の適正化に向けた保険者(市町村)の取組の進捗状況を評価 | 地域包括ケア「見える化」システムの活用等により地域差を分析し、それを踏まえ、給付費の適正化等の方策を策定した保険者名 | 厚生労働省 | 厚生労働省が各都道府県を通じて各保険者(市町村)の状況を照会 |
| 32 | 1 | 認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)している保険者 | 地域包括ケア「見える化」システムの活用等により、認定者数、受給者数、サービス種類別の給付実績の見込量に対する推移等をモニタリング(点検)し、把握している保険者の全保険者に占める割合 ➢47都道府県別 | 地域の課題に対応できるよう、介護保険給付に係る各種実績により、地域の動向を定期的に把握することを評価 | 地域包括ケア「見える化」システムの活用等により、認定者数、受給者数、サービス種類別の給付実績の見込量に対する推移等をモニタリング(点検)し、把握している保険者の全保険者に占める割合 | 厚生労働省 | 保険者機能強化推進交付金における評価指標により各保険者(市町村)の状況を照会 |

社会保障分野の「見える化」事項

2. 医療・福祉サービス改革

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|-------|----|---|--|--|--|-------|--|
| 32 | 2 | 年齢調整後の要介護度別認定率の地域差 | 要介護度別認定率について年齢調整を行った上で都道府県・保険者(市町村)間比較(見える化) ▶47都道府県別/保険者(市町村)別 ▶要介護度別 | 要介護認定率の地域差の実態及び推移を明らかにすることにより、地域差縮減の取組の効果等の評価につなげる | 都道府県別、保険者(市町村)別の年齢調整後の要介護度別認定率 | 厚生労働省 | 地域包括ケア「見える化」システム公表データ(出典:「介護保険事業状況報告」年報及び「住民基本台帳人口・世帯数」)の分析により厚生労働省が算出 |
| 32 | 2 | 年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計) | 一人当たり介護費(施設、居住系、在宅、合計)について年齢調整を行った上で都道府県・保険者(市町村)間比較(見える化) ▶47都道府県別/保険者(市町村)別 ▶合計/施設/居住系/在宅 | 介護費の地域差の実態及び推移を明らかにすることにより、地域差縮減の取組の効果等の評価につなげる | 都道府県別、保険者(市町村)別の年齢調整後の一人当たり介護費(施設／居住系／在宅／合計) | 厚生労働省 | 地域包括ケア「見える化」システム公表データ(出典:「介護保険事業状況報告」年報及び「住民基本台帳人口・世帯数」)の分析により厚生労働省が算出 |
| 40 iv | 2 | 社会福祉法人数及び1社会福祉法人当たりの職員数(常勤換算数) | 年度末における社会福祉法人数、及び独立行政法人福祉医療機構に提出された現況報告書に基づき算出した、年度始めにおける1社会福祉法人あたりの平均職員数(常勤換算数) | 社会福祉法人の大規模化・協働化に向けた取組の効果等を評価。 | 社会福祉法人数及び1社会福祉法人当たりの職員数(常勤換算数)の推移 | 厚生労働省 | 福祉行政報告例(厚生労働省)及び独立行政法人福祉医療機構のデータ等に基づき厚生労働省が算出 |
| 51 | 1 | 「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数 | 以下のいずれかを満たす薬局数 ・患者の服薬情報の一元的・継続的把握のために、電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局 ・在宅業務を過去1年間に平均月1回以上実施した薬局 ・健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置しており、当該薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に過去1年間に1回以上出席している薬局 ・医師に対して、患者の服薬情報等を示す文書を提供した実績が過去1年間に平均月1回以上ある薬局 ▶全国計 | かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた薬局等の取組の進捗状況の評価につなげる | かかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数 | 厚生労働省 | 薬局機能情報提供制度の届出情報により厚生労働省が算出 |

社会保障分野の「見える化」事項

2. 医療・福祉サービス改革

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|--|---|---------------------------------------|--|-------|-----------------------------------|
| 51 | 1 | 各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数 | 一人の患者が同月内に3つ以上の医療機関から、同じ成分の処方を受けている件数 >都道府県別 | かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた薬局等の取組の進捗状況の評価につなげる | 都道府県別の重複投薬の件数 | 厚生労働省 | NDB分析により厚生労働省が算出 |
| 51 | 1 | 調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数 | 調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数の年間総数 >全国計 | かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた薬局等の取組の進捗状況の評価につなげる | 調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数 | 厚生労働省 | 調剤医療費の動向調査及び介護給付費等実態調査により厚生労働省が算出 |
| 51 | 2 | 重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数 | 重複投薬・相互作用等防止加算の算定件数の年間総数 >全国計 | かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた薬局等の取組の効果等の評価につなげる | 重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数 | 厚生労働省 | 調剤医療費の動向調査により厚生労働省が算出 |
| 51 | 2 | 地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数 | 在宅業務を過去1年間に平均月1回以上実施している薬局数 >全国計 | かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた薬局等の取組の効果等の評価につなげる | 在宅業務を実施している薬局数 | 厚生労働省 | 薬局機能情報提供制度の届出情報により厚生労働省が算出 |

社会保障分野の「見える化」事項

(参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|---|--|---|--|-------|---|
| ⑦ | 2 | 在宅サービスのサービス量進捗状況 | 全国の保険者が作成した第7期介護保険事業計画の期末における在宅サービスの見込み量の合計に対する在宅サービスの受給者数の割合 ➢47都道府県別 ➢保険者(市町村)別 | 地域包括ケアシステムの構築に向けた介護保険事業計画の達成状況を見える化することで、取組の効果等の評価につなげる | 都道府県別、保険者(市町村)別の全国の保険者が作成した第7期介護保険事業計画の期末における在宅サービスの見込み量の合計に対する在宅サービス受給者数の割合 | 厚生労働省 | ・第7期介護保険事業計画の期末における在宅サービスの見込み量 ・介護保険事業状況報告を通じて把握(厚生労働省) |
| ⑩ | 2 | 妥結率 | 妥結率(販売総額を分母とした価格が妥結したもの販売額の割合) ➢医療機関、薬局区分別／医療機関設置者主体別 | KPIとして設定した「単品単価取引が行われた医薬品のシェア」と合わせて把握することで、医薬品の流通改善に向けた取組の効果等の評価につなげる | 医療機関・薬局区分別、医療機関設置者主体別の妥結率 | 厚生労働省 | 厚生労働省が日本医薬品卸商業連合会加盟会社約50社に照会して把握(年に4回、3月、6月、9月、12月時点の数値を2か月後位に把握) |
| ⑯ | 1 | 「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数 | 以下のいずれかを満たす薬局数 ・患者の服薬情報の一元的・継続的把握のために、電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局 ・在宅業務を過去1年間に平均月1回以上実施した薬局 ・健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置しており、当該薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に過去1年間に1回以上出席している薬局 ・医師に対して、患者の服薬情報等を示す文書を提供した実績が過去1年間に平均月1回以上ある薬局 ➢全国計 | かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた薬局等の取組の進捗状況の評価につなげる | かかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数 | 厚生労働省 | 薬局機能情報提供制度の届出情報により厚生労働省が算出 |
| ⑯ | 1 | 各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数 | 一人の患者が同月内に3つ以上の医療機関から、同じ成分の処方を受けている件数 ➢都道府県別 | かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた薬局等の取組の進捗状況の評価につなげる | 都道府県別の重複投薬の件数 | 厚生労働省 | NDB分析により厚生労働省が算出 |

社会保障分野の「見える化」事項

(参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|--|--|---|--|-------|---|
| ⑯ | 1 | 調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数 | 調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数の年間総数 >全国計 | かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた薬局等の取組の進捗状況の評価につなげる | 調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数 | 厚生労働省 | 調剤医療費の動向調査により厚生労働省が算出 介護保険総合DBの分析により厚生労働省が算出 |
| ⑯ | 2 | 重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数 | 重複投薬・相互作用等防止加算の算定件数の年間総数 >全国計 | かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた薬局等の取組の効果等の評価につなげる | 重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数 | 厚生労働省 | 調剤医療費の動向調査により厚生労働省が算出 |
| ⑯ | 2 | 地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数 | 在宅業務を過去1年間に平均月1回以上実施している薬局数 >全国計 | かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた薬局等の取組の効果等の評価につなげる | 在宅業務を実施している薬局数 | 厚生労働省 | 薬局機能情報提供制度の届出情報により厚生労働省が算出 |
| ⑯⑪⑫ | 1 | 就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況 | 保護の実施機関が就労支援事業等(被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業、その他の就労支援事業をいう。以下同じ。)に参加可能と判断する被保護者のうち、就労支援事業等に参加した者の割合 >全国値／47都道府県別等 | 就労支援事業等の自治体ごとの取組状況等を把握することにより、就労支援事業等の効果等の評価につなげる | 全国値、都道府県別等の保護の実施機関が就労支援事業等に参加可能と判断する被保護者のうち、就労支援事業等に参加した者の割合 | 厚生労働省 | 毎年度、各都道府県等を通して把握 |
| ⑯⑪⑫ | 2 | 就労支援事業等を通じた脱却率 | 就労支援事業等に参加した者のうち、就労又は収入の増加により、生活保護が廃止となった者の割合 >全国値／47都道府県別等 | 脱却率の数値を把握することにより、就労支援事業等の効果等の評価につなげる | 全国値、都道府県別等の就労支援事業等に参加した者のうち、就労又は収入の増加により、生活保護が廃止となった者の割合 | 厚生労働省 | 毎年度、各都道府県等を通して把握 |
| ⑯⑪⑫ | 2 | 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合の自治体ごとの状況 | 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 >全国値／47都道府県別等 | 就労支援事業等の自治体ごとの取組状況等を把握することにより、就労支援事業等の効果等の評価につなげる | 全国値、都道府県別等の就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割 | 厚生労働省 | 毎年度、各都道府県等を通して把握 |

社会保障分野の「見える化」事項

(参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|-------------------------------------|---|--|---|-------|---------------------------|
| ④⑩⑪⑫ | 2 | 「他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況 | 以下の事項の都道府県別等の状況 ①「他の世帯」(高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯のいずれにも該当しない世帯をいう。以下同じ。)のうち、就労者のいる世帯の割合 ➢全国値／47都道府県別等 ②「他の世帯」の廃止理由のうち、収入の増加により生活保護が廃止となった世帯の割合 ➢全国値／47都道府県別等 | 「他の世帯」の就労率等を自治体ごとに把握することにより、就労支援事業等の効果等の評価につなげる | ・全国値、都道府県別等の「他の世帯」のうち、就労者のいる世帯の割合 ・全国値、都道府県別等の「他の世帯」の廃止理由のうち、就労又は収入の増加により生活保護が廃止となった者の割合 | 厚生労働省 | 毎年度、被保護者調査(厚生労働省)を通じて把握 |
| ④⑩⑪⑫ | 2 | 生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差 | 生活保護受給者一人当たり医療扶助費について年齢調整を行った上で都道府県等間を比較 ➢47都道府県別等 | 医療扶助の地域差の実態及び推移を明らかにすることで、地域差是正の取組の効果等の評価につなげる | 都道府県別等の年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額) | 厚生労働省 | 毎年度、医療扶助実態調査(厚生労働省)を通じて把握 |
| ④⑩⑪⑫ | 2 | 後発医薬品の使用割合の地域差 | 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について都道府県等間を比較 ➢47都道府県別等 | 後発医薬品の使用割合の地域差の実態及び推移を明らかにすることにより、後発医薬品使用促進計画の取組の効果等の評価につなげる | 都道府県別等の生活保護受給者の後発医薬品の使用割合 | 厚生労働省 | 毎年度、医療扶助実態調査(厚生労働省)を通じて把握 |
| ⑬ | 1 | 福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率 | 都道府県における、以下2つの事業の実施割合 ➢47都道府県別 ・就労準備支援事業 ・家計改善支援事業 | 自治体ごとの事業実施状況を把握することにより、生活困窮者自立支援制度の着実な推進につなげる | 都道府県別の両事業の実施状況を示したグラフ | 厚生労働省 | 厚生労働省が各都道府県等を通して照会 |
| ⑬ | 1 | 自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数 | 新規相談者のうち、プランを作成せずに他機関・制度につないで対応するケースのつなぎの状況 ➢全国計 | 生活困窮者自立支援制度の着実な推進に係る自治体の取組の進捗状況を評価 | 全国計の新規相談者のうち、プランを策定せずに他機関・制度につないで対応するケースのつなぎの件数の総合計 | 厚生労働省 | 厚生労働省が各都道府県等を通して照会 |

社会保障分野の「見える化」事項

(参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|-----------------------------|--|---|---|-------|--------------------|
| ④③ | 1 | 任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率 | 都道府県における、以下3つの事業の実施割合 ➢47都道府県別 ・一時生活支援事業 ・子どもの学習支援事業 ・生活保護受給者等就労自立促進事業 | 自治体ごとの事業実施状況を把握することにより、生活困窮者自立支援制度の着実な推進につなげる | 都道府県別の任意事業等の実施状況を示したグラフ | 厚生労働省 | 厚生労働省が各都道府県等を通して照会 |
| ④③ | 2 | 生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数 | 自立相談支援機関で受け付けた相談のうち、 ①就労支援プラン(プランに就労支援が盛り込まれたもの)の作成・支援により就労した者及び増収した者の数、 ②①以外の者であって、生活困窮者自立支援制度の利用や他機関につないだことにより、就労した者及び増収した者の数 ➢全国計／47都道府県別等 | 就労者及び増収者数の数値を把握することにより、生活困窮者支援制度の効果等の評価につなげる | 全国計、都道府県等の自立相談支援機関で受け付けた相談のうち、 ①就労支援プランの作成・支援により就労した者及び増収した者の数、 ②①以外の者であって、生活困窮者自立支援制度の利用や他機関につないだことにより、就労した者、増収した者の数 | 厚生労働省 | 厚生労働省が各都道府県等を通して照会 |

社会资本整備等分野の「見える化」事項

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|----------|---|---|---|------|--|
| 9 | 1 | 総合管理計画 | 公共施設等総合管理計画における老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等 | 各自治体の保有する公共施設等の老朽化状況、維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等について、住民へ情報提供することで理解を深め、実現可能で合理的な計画の策定促進を図る | 公共施設等総合管理計画 | 総務省 | ・各都道府県を通じて、年に2回、各団体の策定・公表状況を把握 ・各団体の公共施設等総合管理計画の情報を総務省HPにおいて公表 |
| | | | 将来の人口の見通しや維持管理・更新・修繕等の経費の今後の推計、延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、有形固定資産減価償却率や毎年度の取組内容と併せて横比較できるように各地方公共団体分を統合したものを総務省HPにおいて公表 | 各自治体の公共施設の現状(老朽度、一人当たりの延べ床面積など)等を集約して比較することで、住民理解を深め、個々の自治体の公共施設のストック量の適正化を促す | 横比較できるよう統合された、各団体の総合管理計画の主たる記載項目等 | | ・各都道府県を通じて、年に1回、状況を把握 ・各団体分をとりまとめ、統合した上で、2016年11月より総務省HPにおいて公表 ・毎年度状況を更新 |
| | | | ・財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示とともに、各団体の分析コメントを付して公表 ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報 ・有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、将来に向けた財政負担も踏まえた老朽化対策の進捗状況を「見える化」 | | 各団体の有形固定資産減価償却率や一人当たりの投資的経費の内訳、維持補修費も含めた決算情報 (経年比較・類似団体比較・グラフを用いた図示・各団体の分析コメントを含む) | | ・H27年度決算より、毎年度の地方財政状況調査(決算に関する調査)等において左記の元データを把握 ・有形固定資産減価償却率や一人当たりの決算情報について、経年比較・類似団体比較・各団体の分析コメントを含めて総務省HPにおいて公表 ・毎年度状況を更新 |
| | | | 公共施設適正管理推進事業債等を活用して施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする。 | | 公共施設適正管理推進事業債等の活用状況 | | 内閣府の「見える化」データベースに登録し、公表 |

社会资本整備等分野の「見える化」事項

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|----------|--|---|--|------------------------------|---|
| 9 | 1 | 個別施設計画 | <p>個別施設計画の主たる内容（「施設保有量」、「事業や施設に応じた先進優良事例の取組の有無」や「維持管理・更新費の見通し」等）を地方公共団体間で比較可能な形で公表</p> <p>地方公共団体ごとの公共施設等総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を総括的に一覧で公表</p> | <p>個別施設計画の主たる内容を見える化することで、計画の策定、見直し・充実化を促進</p> <p>公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定状況を総括的に見える化することで、計画の策定を促進</p> | <p>個別施設計画</p> <p>公共施設等総合管理計画及び個別施設計画</p> | <p>関係省庁</p> <p>内閣官房、関係省庁</p> | <p>関係省庁において、個別施設計画の主たる内容を公表</p> <p>関係省庁において、公共施設等総合管理計画、個別施設計画ごとの策定状況を一覧化・公表し、内閣官房において総括的に一覧で公表</p> |

社会資本整備等分野の「見える化」事項

3. 人口減少時代に適応したまちづくり

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|------|--|--|---|---|--|--|
| 14 | 1 | 立地適正化計画を作成した市町村数 | 立地適正化計画を作成した市町村数（市町村による計画の公表をもって計画の作成とする。） | コンパクト・プラス・ネットワークによる都市機能や居住の誘導・集約を図る計画を作成した市町村数、また成果として施設や居住の集約が図られた市町村数を見る化し、その促進を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画を作成した市町村一覧 ・計画の概要(立地適正化の方針、目標、施策の概要等) | <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省 ・コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省) | 定期的に取組状況を調査し、作成された計画の概要等を国交省HPにて公表 |
| 14 | 2 | 立地適正化委計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数 | 立地適正化計画に位置付けられた誘導施設の都市機能誘導区域内での立地割合が増加した維持又は増加した市町村数 | | 計画作成都市ごとの誘導施設の都市機能誘導区域内での立地割合の推移 | | 計画作成都市に対して、毎年調査し、国交省HPにて公表 |
| 14 | 政策目標 | 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 | 立地適正化計画に位置付けられた居住誘導区域内の居住人口割合が増加した市町村数 | | 計画作成都市ごとの居住誘導区域内の人口割合の推移 | | |
| 15 | 1 | 地域公共交通網形成計画の策定件数 | 策定された地域公共交通網形成計画の件数(策定主体による計画の公表をもって計画の策定とする。) | コンパクト・プラス・ネットワークによる地域公共交通の活性化・再生を図る計画の策定件数を見る化し、その促進を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定主体の一覧 ・各自治体等へのリンク | 国土交通省 | 定期的に取組状況を調査し、各自治体等へのリンク等を国交省HPにて公表 |
| 16 | 2 | 都市計画道路の見直しを行った市町村数 | 未着手の都市計画道路について、見直しを実施した市町村の割合を都道府県別に「見える化」 | 未着手の都市計画道路の見直し状況を見る化し、その促進を図る。 | 都道府県の見直し状況、都道府県別の未着手都市計画道路の見直しを実施した市町村の割合 | 国土交通省 | 見直し状況を毎年調査し、国交省HPにて公表 |
| 17 | 1 | 空家等対策計画を策定した市区町村数の割合 | 空家等対策計画を策定した市区町村数と全市区町村数 | 空き家対策を総合的・計画的に実施するため、計画を策定した市区町村数の割合を見る化し、全国の空き家対策を促進する。 | ・計画を策定した市区町村一覧 | 国土交通省 | 定期的に取組状況を調査し、国交省HPにて公表 |
| 17 | 1 | 低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数 | 低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数 | 未利用地の地権者等と利用希望者とをコーディネートする計画を作成した市町村数を見る化し、その促進を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画を作成した市町村一覧 ・計画作成都市ごとの計画数 | 国土交通省 | 立地適正化計画作成都市に対して、毎年調査し、国交省HPにて公表 |
| 17 | 1 | 立地誘導促進施設協定の締結数 | 立地誘導促進施設協定の締結数 | 立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する協定を締結した市町村数を見る化し、その促進を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・協定を締結した市町村一覧 ・協定締結都市ごとの協定数 | 国土交通省 | 立地適正化計画作成都市に対して、毎年調査し、国交省HPにて公表 |
| 17 | 1 | 固定資産台帳の更新状況 | ・固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を見える化 ・財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、施設類型ごとの一人当たり面積等を公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量について「見える化」 | 公有資産情報を見える化することで、有効利用や売却の検討に活用する。 | 固定資産台帳における公有地の用途や売却可能区分等 | 総務省 | <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県を通じて、年に1回、各団体の整備・公表状況を把握し、その状況を基に、固定資産台帳の情報を総務省HPにおいて公表 ・各都道府県を通じて、年に1回、各団体の施設類型ごとの一人当たり面積等の元データを把握し、財政状況資料集にとりまとめ、総務省HPにおいて公表 ・それぞれ毎年度状況を更新 |

地方行財政分野の「見える化」事項

1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|---|--|--|--|------|--|
| 1 | 1 | 公共サービスイノベーションの進捗を検証するための指標 | - | - | - | - | - |
| | | (1)窓口業務のアウトソーシング | 窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む自治体の取組状況 | 窓口業務のアウトソーシング、総合窓口の導入、庶務業務の集約化に取り組む市町村数を検証、フォローアップ。誰もが活用し検証できる形で情報開示を進める | 自治体別の窓口業務のアウトソーシング実施状況 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| | | (2)総合窓口の導入 | | | 自治体別の総合窓口の導入状況 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| | | (3)庶務業務の集約化 | | | 自治体別の庶務業務の集約化実施状況 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| 1 | 2 | 歳出効率化効果等を、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握し、団体の人口規模とともに公表 | ・「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果等を、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握し、団体の人口規模とともに公表 ・「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果等については、団体の人口規模とともに一覧にまとめて公表 | 自治体や住民が他の自治体における取組の歳出効率化の効果を把握可能にすることで、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供し、地方行政サービス改革を推進する自発的な取組を促す | 窓口業務等の民間委託に係る歳出効率化の効果について、業務改革モデルプロジェクト参加団体以外も含め、業務分析の手法を用いた先進団体における歳出効率化の実績 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| 1 | 2 | トップランナー方式の趣旨、経費の算定基準、今後のスケジュールを「見える化」 | 導入の趣旨、経費の算定基準、今後のスケジュールをホームページで公表 | トップランナー方式に関する周知を推進する | 導入の趣旨、経費の算定基準、今後のスケジュール | 総務省 | 総務省HPにて公表 |
| 2 | 1 | 経営戦略の策定率 | 公営企業のうち、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定している事業の割合 | 経営戦略の策定状況の進捗評価。誰もが活用できる形で情報開示を進める | 中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定している事業の割合 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体、事業別の策定状況を把握・公表 |
| 2 | 1 | 収支赤字事業数 | 公営企業のうち、各年度の決算において収支が赤字となっている事業数 | 各年度の決算における公営企業の経営状況を評価。誰もが活用できる形で情報開示を進める | 各年度の決算において収支が赤字となっている事業数 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回、各自治体、事業別の状況を把握し、総務省HPにて公表。毎年度状況を更新。 |

地方行財政分野の「見える化」事項

1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------------------|----|--|---|---|---|---------------------|---|
| 2 3 4 5 | 2 | 公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(収支(改善の方向)、繰出金(抑制の方向)) | 各年度の決算における全国の公営企業の収支・繰出金の状況 | 各年度の決算における全国の公営企業の総体としての経営状況及び一般会計等による負担を把握。誰もが活用できる形で情報開示を進める。 | 各年度の決算における全国の公営企業の収支・繰出金の状況 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| 3 | 1 | 現行ロードマップの重点事業における公営企業会計の適用自治体数(人口3万人以上) ※ 2018年内に策定する新たなロードマップを踏まえ、適切な指標を設定 | 重点事業である下水道事業及び簡易水道事業における自治体ごとの公営企業会計の適用状況 | 公営企業会計の適用状況の進捗評価。誰もが活用できる形で情報開示を進める | 重点事業における自治体ごとの公営企業会計の適用状況 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の適用状況を把握・公表 |
| 4 | 1 | 水道:広域連携に取り組むこととした市町村数 | 広域連携に取り組むこととした市町村数 | 公営企業の抜本的な改革(広域連携等)の進捗評価。誰もが活用できる形で情報開示を進める | 広域連携に取り組むこととした市町村数 | 厚生労働省、総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の取組状況を把握・公表 |
| 4 | 1 | 下水道:広域化に取り組むこととした地区数(着手または完了した地区数) | 広域化に取り組むこととした地区数 | 公営企業の抜本的な改革(広域化等)の進捗評価。誰もが活用できる形で情報開示を進める | 広域化に取り組むこととした地区数 | 国土交通省、農林水産省、環境省、総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の取組状況を把握・公表 |
| 5 | 1 | 再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数 | 再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数 | 公営企業の抜本的な改革(再編・ネットワーク化等)の進捗評価。誰もが活用できる形で情報開示を進める | 再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係るプランの策定病院数及び実施病院数 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の策定及び実施状況を把握・公表 |
| 6 | 1 | 経営健全化の方針の策定・公表率 | 第三セクター等の経営健全化の方針を策定済の自治体の割合 | 各自治体における第三セクター等の経営健全化の方針の策定状況の進捗評価。誰もが活用できる形で情報開示を進める | 第三セクター等の経営健全化の方針を策定済の自治体の割合 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の策定状況を把握・公表 |
| 6 | 2 | 第三セクター等に対する財政支援額(補助金、損失補償、債務保証) | 第三セクター改革の成果 | 前年度決算における第三セクター等に対する財政支援額(補助金、損失補償等)で取組の成果を検証。誰もが活用し検証できる形で情報開示を進める | 自治体別の第三セクター等に対する財政状況 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体、第三セクター等の状況を把握し、総務省HPにて公表。毎年度状況を更新 |

地方行財政分野の「見える化」事項

1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|---|--|---|--------------------------------|------|---|
| 8 | 1 | 地方単独事業(ソフト)の決算情報の全国の状況を「見える化」 | 2018年度中の委託調査等を踏まえ、地方単独事業(ソフト)の決算情報の全国の状況を「見える化」 | 全国の状況を「見える化」することにより、自団体の財政運営の参考とすることが可能となる | 地方単独事業(ソフト)の決算情報の全国の状況 | 総務省 | 2019年度中に実施 |
| 8 | 2 | 「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数 | 「見える化」された地方単独事業(ソフト)の決算情報を財政運営の参考とした地方公共団体の数 | | 「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体の数 | 総務省 | 年1回、各地方公共団体の状況を把握し、公表 |
| 9 | 1 | 統一的な様式で公表した地方公共団体数 | 2018年度決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促す | 多面的な視点から自治体の財政を「見える化」することにより、自治体自らによるチェック及び住民による財政分析が可能となる | 地方公共団体の財政状況 | 総務省 | 2018年度中に実施 |
| 9 | 2 | 一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数 | 一覧化された基金の状況に関する情報を財政運営の参考とした地方公共団体数 | | 一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数 | 総務省 | 年1回、各地方公共団体の状況を把握し、公表 |
| 10 | 1 | 統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数 | 統一的な基準により作成された財務書類の各勘定科目及び指標の数値について、各地方公共団体間で比較可能な形での公表を促す | 各地方公共団体の財務書類等の数値を比較可能な形で公表することにより、各地方公共団体における財務分析及び資産管理等への活用を促進 | 地方公共団体別の財務書類の各勘定科目及び指標の数値 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年1回程度、各自治体の財務書類等の数値を把握、総務省HPにおいて公表予定。毎年度数値を更新予定 |
| 10 | 2 | 統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数 | 統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数 | 統一的な地方公会計を資産管理向上に活用している地方公共団体の数及び推移を明らかにすることで、積極的な活用を促進 | 地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年1回程度、各自治体の状況を把握、総務省HPにおいて公表。毎年度状況を更新 |
| 11 | 1 | 住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数 | 住民一人当たり行政コスト等の財政情報について、「見える化」を行った地方公共団体の数 | 多面的な視点から自治体の財政を「見える化」することにより、自治体自らによるチェック及び住民による財政分析が可能となる | 住民一人当たり行政コスト等の財政情報 | 総務省 | 年1回程度、各自治体の状況を把握、総務省HPにおいて公表。毎年度状況を更新。 |

地方行財政分野の「見える化」事項

1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|---|---|---|---|-------------|--|
| 11 | 2 | 「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数 | 「見える化」された財政情報を財政運営の参考とした取組の進捗状況 | 多面的な視点から自治体の財政を「見える化」することにより、自治体自らによるチェック及び住民による財政分析が可能となる | 「見える化」した住民一人当たり行政コスト等の財政情報を財政運営の参考とした地方公共団体数 | 総務省 | 年1回程度、各自治体の状況を把握、総務省HPにおいて公表。毎年度状況を更新。 |
| 12 | 1 | パフォーマンス指標を設定した国庫支出金ごとに、パフォーマンス指標を「見える化」する | 各地方自治体への交付状況や各地方自治体が設定するパフォーマンス指標、その評価等について「見える化」する | パフォーマンス指標の「見える化」を踏まえ、費用対効果を明確化し、国庫支出金の配分のメリハリ付けを促進する。 パフォーマンス指標の設定等を検討する地方自治体への参考とする | 事業の基礎情報、各地方自治体への交付状況、パフォーマンス指標の内容、指標に基づく目標値、目標の評価など | 内閣府・制度所管府省庁 | 制度所管府省庁がHPで公表。内閣府は制度所管府省庁の情報を経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベースで一覧化し公表 |
| 13 | 1 | 「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベースによる「見える化」データの提供 | 内閣府ホームページ(HP)上で公開している「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」により、経済・財政一体改革における「見える化」に係る様々なデータや指標等を一元的に公開・提供する | 経済・財政一体改革に係る様々ななデータや指標等について地域差を「見える化」することにより、広く国民各層の前向きな行動の変化を促す | 経済・財政一体改革の主要分野における「見える化」事項等に係る自治体別(都道府県別、または1741市区町村別)、時系列(1975年から直近のうち可能な限り広く)に整備した各種データ・指標を集録したデータベースを内閣府HP上で公開 | 内閣府 | 内閣府が各関係省庁が公表・保有している「見える化」事項に係る各種データを収集し、内閣府HP上のデータベースに集録して公表する |
| 18 | 1 | 法定外税や超過課税の導入団体及び件数 | 法定外税や超過課税の導入団体及び件数 | 各年度の法定外税や超過課税の導入団体数及び件数により、これらの活用状況を把握 | 税目別の法定外税及び超過課税の導入団体数 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回、税目別の導入団体を把握し、総務省HPにて公表。毎年度状況を更新 |
| 17 | 2 | 法定外税や超過課税による収税 | 法定外税や超過課税の収税 | 各年度の決算における法定外税や超過課税の収税により、これらの活用状況を把握 | 税目別の法定外税及び超過課税の収税 | 総務省 | 各年度の決算により税目別の収税を把握し、総務省HPにて公表。毎年度状況を更新 |
| 18 | 2 | 地方税(地方譲与税を含む)の人口一人当たり収税額の都道府県間格差(最大/最小) | 地方税(地方譲与税を含む)の人口一人当たり収税額の都道府県間格差(最大/最小) | 各年度の決算における地方税(地方譲与税を含む)の人口一人当たり収税額の都道府県間格差(最大/最小)により、偏在性の状況を検証 | 地方税(地方譲与税を含む)の人口一人当たり収税額の都道府県間格差(最大/最小) | 総務省 | 各年度の決算により左記のデータを算出・把握し、総務省HPにて公表。毎年度状況を更新 |

地方行財政分野の「見える化」事項

2. 個性と活力ある地域経済の再生

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|---|---|--|------------------------|------|--------------------------------|
| 19 | 2 | まち・ひと・しごと創生事業費の算定の詳細内訳 | 各自治体における項目の数値、算定結果 | まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定の詳細内訳を「見える化」。誰もが活用できる形で情報開示を進める | 自治体別の算定指標 | 総務省 | 年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| 19 | 2 | 地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(地方税収入額、地方債依存度) | 経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果 | 地方税、地方債依存度を確認することにより事後的に検証。誰もが活用し検証できる形で情報開示を進める | 自治体別的地方税収入額、地方債依存度 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| 20 | 1 | 地域運営組織の形成数 | 地域住民が主体となって地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織(地域運営組織)の形成数 | 地域住民による課題解決の取組の状況を把握し、地域運営組織の形成や持続的な運営につなげる | 全国・各都道府県における地域運営組織の形成数 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |

地方行財政分野の「見える化」事項

3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|---|--|--|--|------|--------------------------------|
| 22 | 1 | 公共サービスイノベーションの進捗を検証するための指標 | - | - | - | - | - |
| | | (1)窓口業務のアウトソーシング | 窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む自治体の取組状況 | 窓口業務のアウトソーシング、総合窓口の導入、庶務業務の集約化に取り組む市町村数を検証、フォローアップ。誰もが活用し検証できる形で情報開示を進める | 自治体別の窓口業務のアウトソーシング実施状況 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| | | (2)総合窓口の導入 | | | 自治体別の総合窓口の導入状況 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| | | (3)庶務業務の集約化 | | | 自治体別の庶務業務の集約化実施状況 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| 22 | 2 | 歳出効率化効果等を、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握し、団体の人口規模とともに公表 | ・「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果等を、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握し、団体の人口規模とともに公表 ・「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果等については、団体の人口規模とともに一覧にまとめて公表 | 自治体や住民が他の自治体における取組の歳出効率化の効果を把握可能にすることで、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供し、地方行政サービス改革を推進する自発的な取組を促す | 窓口業務等の民間委託に係る歳出効率化の効果について、業務改革モデルプロジェクト参加団体以外も含め、業務分析の手法を用いた先進団体における歳出効率化の実績 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| 24 | 1 | クラウド導入市区町村数 | 市区町村におけるクラウド導入の取組の進捗状況 | 導入を図った市区町村数を用いて検証。誰もが活用し検証できる形で情報開示を進める | 自治体別のクラウド導入の有無等 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| 24 | 1 | 自治体クラウド導入市区町村数 | 市区町村における自治体クラウド導入の取組の進捗状況 | 導入を図った市区町村数を用いて検証。誰もが活用し検証できる形で情報開示を進める | 自治体別の自治体クラウド導入の有無等 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| 24 | 1 | オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修への参加地方公共団体数 | オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修への参加地方公共団体数 | 地方公共団体におけるオープンデータの取組の促進 | オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修への参加地方公共団体数 | 総務省 | 総務省が事業実施主体を通じて毎年度1回程度集計 |

地方行財政分野の「見える化」事項

3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|-------------------------|--|---|---|--------------------------|--|
| 24 | 2 | 地方公共団体の情報システム運用コスト削減の状況 | 地方公共団体の情報システム運用コスト削減の状況 | 地方公共団体の情報システム運用コストを調査し、検証。誰もが活用し検証できる形で情報開示を進める | 自治体別の情報システム運用コスト | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| 24 | 2 | 地方公共団体のオープンデータ取組率 | 自らのホームページにおいて、以下のいずれかを実施している地方公共団体の割合 ・オープンデータとしての利用規約を適用し、データを公開 ・オープンデータの説明を掲載し、データの公開先を提示 | 地方公共団体におけるオープンデータの取組の促進 | オープンデータの取組を行っている地方公共団体名・サイトのURL オープンデータ取組済自治体マップ | 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、総務省 | 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室が各地方公共団体の取組状況を確認の上、年に4回程度公表 |
| 25 | 1 | クラウド導入市区町村数【再掲】 | 市区町村におけるクラウド導入の取組の進捗状況 | 導入を図った市区町村数を用いて検証。誰もが活用し検証できる形で情報開示を進める | 自治体別のクラウド導入の有無等 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| 25 | 1 | 自治体クラウド導入市区町村数【再掲】 | 市区町村における自治体クラウド導入の取組の進捗状況 | 導入を図った市区町村数を用いて検証。誰もが活用し検証できる形で情報開示を進める | 自治体別の自治体クラウド導入の有無等 | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| 25 | 2 | 地方公共団体の情報システム運用コスト削減の状況 | 地方公共団体の情報システム運用コスト削減の状況 | 地方公共団体の情報システム運用コストを調査し、検証。誰もが活用し検証できる形で情報開示を進める | 自治体別の情報システム運用コスト | 総務省 | 各都道府県を通じて、年に1回程度、各自治体の状況を把握・公表 |
| 26 | 1 | 都道府県の官民データ活用推進計画策定団体数 | 都道府県の官民データ活用推進計画の策定状況 | 都道府県の官民データ活用推進計画の策定状況を明らかにし、都道府県のデジタル化に対する取組状況を把握する | 都道府県の官民データ活用推進計画の有無 | 内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室 | 各都道府県からの連絡を基に、年に1回程度、計画策定状況を公表 |
| 27 | 1 | 各種証明書のコンビニ交付の実施団体数 | 各種証明書をコンビニで取得できるコンビニ交付サービスの市区町村の導入状況 | コンビニ交付サービスの利用可能団体数の進捗状況を明らかにし、誰もが活用し検証できる形で情報開示を進める | 自治体別のコンビニ交付の実施、未実施 | 内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室、総務省 | 各都道府県を通じて、毎月時点の実施状況を翌月頃把握・公表 |

文教・科学技術分野の「見える化」事項

1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|---|---|---|--|-----------------------|--|
| 1 | 1 | 少子化の進展(児童生徒数、学級数の減少等)及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題(いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等)に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究等の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合 | 全都道府県・政令市のうち、国が策定する教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえ、方針策定を計画している都道府県・政令市の割合 | 国が策定する教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえ、方針策定を計画している都道府県・政令市の割合を公表することで、教職員について安定的・計画的な採用等を促進 | 都道府県・政令市における方針策定計画割合 | 文部科学省 都道府県 市区町村 | 文部科学省において、2019年度の改革工程表の改定までに現状値を調査の上、2021年度の目標値を設定 |
| 2-1 | 1 | 学校事務の共同実施を実施している市町村の割合 | 文部科学省が実施している「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」における、全市区町村のうち、学校事務の共同実施を実施している市区町村の割合 | 学校事務の共同実施の実施状況について、市区町村ごとに毎年度調査・公表し、教員の業務効率化・負担軽減、学校現場の業務改善を促進 | 市区町村における学校事務の共同実施割合 | 文部科学省 市区町村 | 文部科学省において、2016年度から毎年度調査・公表 |
| 2-2 | 1 | 高等学校における規制改革特例措置活用による遠隔授業の実施校数 | 学校教育法施行規則第88条の3等に基づき実施される遠隔授業を実施している学校数 | 進捗状況について調査・公表を行うことで、高等学校における規制改革特例措置活用による遠隔授業の実施を促進 | 高等学校における規制改革特例措置活用による遠隔授業の実施校数 | 文部科学省 | 2016年度から調査・公表、順次取組推進・拡大 |
| 2-2 | 1 | 小中高等学校における遠隔授業の実施自治体割合 | 小中高等学校における遠隔授業を実施した自治体の割合 | 遠隔授業の実施状況を調査・公表することにより遠隔教育の普及を促進 | 小中高等学校における遠隔授業の実施自治体割合 | 文部科学省 | 2019年度から調査・公表、順次取組推進・拡大 |
| 2-2 | 1 | 統合型校務支援システムの導入率 | 全学校数のうち統合型校務支援システムを整備している学校数の割合 | 学校規模の適正化、学校運営の効率化の状況について比較可能な形で明確化し、先進的な自治体の取組の導入を促進し、教育の質を向上 | 全国の都道府県の統合型校務支援システムの導入率 | 文部科学省、都道府県、市町村 | 2015年度から調査・公表、順次取組推進・拡大 |
| 3 | 1 | 学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合 | 学校規模の適正化に関する自治体別進捗状況(対策の検討に着手している自治体の割合、統廃合等の件数・経費) | 学校規模の適正化、学校運営の効率化の状況について比較可能な形で明確化し、先進的な自治体の取組の導入を促進し、教育の質を向上 | 学校規模について課題を認識している市区町村のうち課題解消に向けた検討に着手しているものと既に検討が終了しているものの合計が占める割合、過去一定期間の統廃合等の件数・経費 | 文部科学省、都道府県、市町村 | 2015年度から調査・公表、順次取組推進・拡大 |

文教・科学技術分野の「見える化」事項

1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|---------|----|--|--|---|--|----------------|----------------------------|
| 3 | 1 | 学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)を策定している自治体の割合 | 全公立小中学校施設の管理者数のうち、学校施設の長寿命化計画を策定済の公立学校施設の管理者数の割合 | 学校施設の長寿命化計画の策定状況について、学校施設の管理者ごとに毎年度調査・公表し、効率的・効果的な公立学校施設整備を促進 | 学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)を策定している自治体の割合 | 文部科学省、都道府県、市町村 | 2017年度から調査・公表、順次取組推進・拡大 |
| 4 | 1 | 高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合(具体的な導入計画がある都道府県も含む) | 高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合(具体的な導入計画がある都道府県も含む) | コミュニティ・スクールの全国的な導入を促進し、教育の質を向上 | 高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合(具体的な導入計画がある都道府県も含む) | 文部科学省 | 文部科学省において、2017年度から毎年度調査・公表 |
| 1,2,3,4 | 2 | 業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 | 文部科学省が実施している「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」における、全都道府県のうち、業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 | 業務改善の方針等の策定状況について、都道府県ごとに毎年度調査・公表し、教員の業務効率化・負担軽減、学校現場の業務改善を促進 | 都道府県における業務改善方針等の策定割合 | 文部科学省、都道府県 | 文部科学省において、2016年度から毎年度調査・公表 |
| 1,2,3,4 | 2 | 業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 | 文部科学省が実施している「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」における、全都道府県のうち、業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 | 業務改善状況の定量的な把握状況について、都道府県ごとに毎年度調査・公表し、教員の業務効率化・負担軽減、学校現場の業務改善を促進 | 都道府県における業務改善状況の定量的な把握割合 | 文部科学省、都道府県 | 文部科学省において、2018年度から毎年度調査・公表 |
| 1,2,3,4 | 2 | 業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 | 文部科学省が実施している「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」における、全政令市・市区町村のうち、業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 | 業務改善の方針等の策定状況について、政令市・市区町村ごとに毎年度調査・公表し、教員の業務効率化・負担軽減、学校現場の業務改善を促進 | 市区町村における業務改善方針等の策定割合 | 文部科学省、市町村 | 文部科学省において、2016年度から毎年度調査・公表 |
| 1,2,3,4 | 2 | 業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 | 文部科学省が実施している「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」における、全政令市・市区町村のうち、業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 | 業務改善状況の定量的な把握状況について、政令市・市区町村ごとに毎年度調査・公表し、教員の業務効率化・負担軽減、学校現場の業務改善を促進 | 市区町村における業務改善状況の定量的な把握割合 | 文部科学省、市町村 | 文部科学省において、2018年度から毎年度調査・公表 |
| 5 | 1 | 「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合 | 認証評価を受審した大学に対するアンケートにおいて、前回評価と比較して無用な負担が軽減されたと回答した大学の割合 | 制度改正を受け、大学の負担軽減に向けた認証評価機関の取組を評価 | 「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合 | 文部科学省 | 2022年度から調査・公表 |

文教・科学技術分野の「見える化」事項

1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|--|---|---|--|--------------|---|
| 5 | 1 | 運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数など、教育・研究の成果にかかる客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該部分の割合の増加と影響の把握・評価 | 国立大学法人運営費交付金に占める客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該部分の割合 | 各大学の改革インセンティブのさらなる向上を目指して、客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額と当該部分の割合の増加させるとともに、その影響を把握・評価する。 | 運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数など、教育・研究の成果にかかる客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該部分の割合の増加と影響の把握・評価 | 文部科学省 | 2019年度から調査・公表、順次取組推進・拡大 |
| 5 | 1 | 学部・研究科別のセグメント毎の予算管理を実施している大学数、これに基づき、教育・研究成果を評価した上で学内予算配分を行う大学数 | 学部・研究科等の各大学のマネジメント単位(意思決定単位)に応じて予算管理を実施している大学数及びその単位に基づき教育・研究成果を評価した上で学内予算配分を行う大学数 | 学内での戦略的な予算配分の実施を促し、各大学におけるPDCAサイクルの確立を促進 | 学部・研究科別のセグメント毎の予算管理を実施している大学数、これに基づき、教育・研究成果を評価した上で学内予算配分を行う大学数 | 文部科学省 | 2019年度から調査・公表 |
| 5 | 1 | 研究大学における外部理事を複数登用する国立大学法人数の増加 | 研究大学のうち、学外者を理事として複数登用している法人の数の増加 ※「研究大学」とは、国立大学法人の第三期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の重点支援において、重点支援③(卓越した教育研究) | 外部理事の複数登用を進め、国立大学法人の経営力の強化を促進。 | 研究大学における外部理事を複数登用する国立大学法人数 | 文部科学省 | 各国立大学法人において、外部理事の登用状況については、2004年の国立大学の法人化以降隨時公表 |
| 5 | 2 | 国立大学法人における寄附金など外部資金受入額の増加 | 各国立大学法人財務諸表における「寄附金の明細」による各年度毎の寄附金受入額 | 大学ごとの取組の達成状況を比較可能な形で明確化し、各大学の取組を促進 | 受入額(千円) | 文部科学省 | 2015年度から毎年度、調査・公表 |
| 5 | 2 | 若手研究者比率の増加 | 研究大学(重点支援③にあたる16の国立大学)の40歳未満の本務教員割合を測定 | 人事給与マネジメント改革を通じて、若手教員が安定して活躍できる環境を整備 | 研究大学(重点支援③にあたる16の国立大学)の40歳未満の本務教員割合 | 文部科学省 | 2018年度から毎年度調査、目標達成時期(2023年)に向けて数値を把握 |
| 5 | 2 | 我が国の大学の研究生産性(インプットに対する論文数等)の向上 | 2019年の改革工程表改訂までに、CSTI等での議論を踏まえ、目標値を設定 | - | - | - | 2019年の改革工程表改訂までに、CSTI等での議論を踏まえ、目標値を設定 |
| 8 | 1 | 今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担を見る化 | 今後の公立化に際し、当該大学の経営の現状(定員充足状況、財政収支状況等)及び公立化に見込まれる当該大学の経営見通しや設立団体の財政負担の見通しを見る化 | 2018年中に見える化の具体的方策を検討し、2019年以降見える化を推進 | 今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担 | 総務省 文部科学省 | - |

文教・科学技術分野の「見える化」事項

1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|------|----|--|--|--|--|--------------|------------------------------|
| 8 | 2 | 公立化された大学の地域貢献の実現 | 上記大学の卒業生の地域内就職率や地域内入学者等の変化を把握して評価 | 公立化された大学の地域貢献を促進卒業生の地域内就職率や地域内入学者等の変化 | | 総務省 文部科学省 | - |
| 9 | 1 | 全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 | 全国学力・学習状況調査の個票データ及び匿名データの研究者等への年間貸与件数(委託研究等による貸与を含む) | 当該データの研究者等による利活用の状況を評価し、学術研究の発展と教育施策の改善・充実を促進する。 | 全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 | 文部科学省 | 文部科学省において毎年度末に貸与実績を集計 |
| 9 | 1 | 調査データの二次利用件数 | 統計法第32条から第36条の規定に基づき、文部科学省が実施する統計調査に係る二次利用に対応した件数 | 件数を毎年度把握しつつ当該データを提供することにより、地方自治体におけるPDCAサイクルの確立に資する。 | 調査データの二次利用件数 | 文部科学省 | 総務省が実施している「統計法施行状況報告」にて毎年度公表 |
| 9 | 2 | 地方自治体の教育振興基本計画(教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画)における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 | 地方自治体の教育振興基本計画(教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画)において、エビデンスに基づくPDCAサイクル確立の必要性や、その実施体制を構築する方策などについて、明記している地方自治体(都道府県、市区町村)の割合 | 地方自治体の教育振興基本計画においてエビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる状況について毎年度調査・公表するとともに、好事例を全国に普及・展開し、地方自治体におけるPDCAサイクルの確立を促進する。 | 地方自治体の教育振興基本計画(教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画)における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 | 文部科学省 | 2019年度に2018年度中の取組状況を調査、公表 |
| 政策目標 | 指標 | 地方自治体の教育振興基本計画(教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画)に基づき、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する具体的な取組を実施している割合 | 地方自治体の教育振興基本計画(教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画)に基づき、エビデンスに基づくPDCAサイクル確立のために、施策の実施、体制整備など具体的な取組を実施している地方自治体(都道府県、市区町村)の割合 | 地方自治体の教育振興基本計画に基づく、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する具体的な取組の実施状況について毎年度調査・公表するとともに、好事例を全国に普及・展開するなど必要に応じた支援を行い、地方自治体におけるPDCAサイクルの確立を促進する。 | 地方自治体の教育振興基本計画(教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画)に基づき、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する具体的な取組を実施している割合 | 文部科学省 | 2019年度に2018年度中の取組状況を調査、公表 |

文教・科学技術分野の「見える化」事項

2. イノベーション創出による歳出効率化効果等

| 項目番号 | 階層 | 「見える化」事項 | 「見える化」事項の内容の詳細 | 「見える化」のねらい | 「見える化」のコンテンツ | 実行主体 | 「見える化」の手順 |
|---------------------------|----|---------------------------------------|---|--|---|-----------------------|--|
| 10,11 | 1 | 大学等と民間企業との共同研究件数・受け入れ金額 | 大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 | 大学ごとの取組の達成状況を比較可能な形で明確化し、各大学の取組を促進 | 大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 | 文部科学省、国立大学法人、科学技術振興機構 | 2015年度から毎年度、調査・公表 |
| 13 | 1 | EBPM化を実現するツールとしての、エビデンスシステムの構築・活用 | 予算のエビデンス構築、EBPM化を進めるため、科学技術分野におけるエビデンスシステムを構築 | エビデンスシステムの構築・活用により、EBPMを的確に実施し、イノベーションや経済成長に貢献 | 予算のエビデンス構築、EBPM化を進めるため、科学技術分野におけるエビデンスシステムを構築 | 内閣府(科技担当) | エビデンスシステムを活用し、2019年度に第5期科学技術基本計画レビュー、2020年度に第6期科学技術基本計画を策定 |
| 13 | 1 | 2020年度までに国立大学・研究開発法人内利用の開始を実現 | エビデンスシステムの国立大学・研究開発法人内での利用を開始 | 国立大学・研究開発法人が、他法人と比較した自法人の立ち位置を把握し、エビデンスに基づくマネジメントを通じて経営を改善 | エビデンスシステムの国立大学・研究開発法人内での利用を開始 | 内閣府(科技担当) | 2020年度までに国立大学・研究開発法人内でのエビデンスシステムの利用を開始 |
| 14,15 | 1 | 大学等と民間企業との共同研究件数・受け入れ金額【再掲】 | 大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 | 大学ごとの取組の達成状況を比較可能な形で明確化し、各大学の取組を促進 | 大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 | 文部科学省、国立大学法人、科学技術振興機構 | 2015年度から毎年度、調査・公表 |
| 14,15 | 1 | 2020年度までに40歳未満の大学本務教員の割合を2013年度から1割増加 | 「学校教員統計調査」における国立大学本務教員のうち、40歳未満である者的人数。 | 大学ごとの取組の達成状況を比較可能な形で明確化し、各大学の取組を促進 | 国立大学における40歳未満の本務教員数 | 文部科学省、国立大学法人 | 2018年度及び2020年度に調査・公表 |
| 10,11, 12,13, 14,15 | 2 | 科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 | 大学の特許の実施許諾件数 | 産学連携を通じて大学の特許からのイノベーション創出を促進 | 大学の特許の実施許諾件数 | 文部科学省、内閣府(科技担当) | 毎年度、文部科学省が調査・公表 |